

推進員活動と区の人権啓発事業の概要

I 区の人権啓発事業への参画

II 区の人権研修会への参画

III 区のおそれの人権啓発事業での活動

I 区の人権啓発事業への参画

区の人権啓発事業（啓発イベント等）に様々な形で参画し、その推進を担っている。

○区民まつり・人権フェスタ等啓発イベントでブース運営やイベントでの司会・受付、その他（会場設営、場内整理等々）さまざまな役割を担っている。

○人権週間等の街頭啓発で人権啓発チラシの配布や事前の啓発物運搬、のぼり掲揚等の準備を含めた活動を行っている。

○人権週間事業のテーマ・活動等事業内容の策定や広報にも関わっているところもある。

北区	○区民カーニバル	○会場に設けられる人権ブースにおいて、人権意識の普及啓発を目的とした人権クイズ及びアンケートに取り組み、来場者への声掛けを行っている。
福島区	○区民まつり	○区民まつりの会場の人権ブースの啓発パネルや啓発のぼりの設置等の設営を担当 ・来場者を人権ブースの人権パネル展への案内誘導、アンケート調査、啓発物品の配布に従事

此花区	①11月児童虐待防止月間街頭啓発活動 ②-1高見わいわいフェスタ、②-2子どもフェスタでのブース運営による啓発活動	①区役所と実施内容を検討 街頭啓発活動場所での啓発チラシ・啓発物の配布 事前用意と運搬も担当 ②-1高見わいわいフェスタ、②-2子どもフェスタ
中央区	①区民まつり（中央区がんばろう展） ②人権週間の街頭啓発活動	①区民まつり（「頑張ろう!! 中央区展」） 令和2年度はオンライン上で区内活動団体PR写真展の実施とホールでの展示 ②人権週間の街頭啓発活動 推進員は当日啓発チラシ・啓発物品の配布を担当
西区	①区民まつり ②西区人権フェスタ（令和元年度は第35回「にし人権展」の中で開催） ③人権週間の街頭啓発活動	①来場者への啓発物品の配布 ②講演・啓発イベントの司会 パネル展示、人権啓発標語・ポスター展示など ③推進員その他、企人協、官公署、各種団体も参加し実施
港区	○人権週間街頭啓発活動 （令和2年度啓発場所 JR弁天町駅交差点付近）	○推進員ジャンパー・たすきを着用し、各種啓発チラシ（人権週間・人権展・拉致問題など） ・配布ティッシュ・カイロ（人権週間啓発物品）等を配付
大正区	○令和2年度 「2020第36回たいしょう人権展」 （11/1～12/11） 「人権展」 浪速、西、港、大正の4区が毎年担当順に開催している。（4年に一度区の名を付して開催）	○「2020第36回たいしょう人権展」での「読む人権展」、「見る人権展」、「聞く人権展」の各地域での啓発・広報の協力並びに参加 *「2020第36回たいしょう人権展」 新型コロナ感染防止として、これまでのようにイベント会場に来ていただかない形で開催されている。 ・人権展広報ダブroid紙で「よむ」 ・映画・インターネットで「みる」 「普通に死ぬ～いのちの自立～」、「種をまく人」 ・FMラジオで「きく」 番組コーナー「人権って○○なんだよ 本当は」で日替わりで人権問題の専門家がゲスト出演する。 で人権を考えるプログラムです。

天王寺区	○区民まつりの参画並びに人権ブースの運営	○区民祭りの各種行事に参加 ・人権ブースの運営準備を担当し、当日のレイアウト・飾り等を行なう。 ・開催中のブースに駐在して運営を担当 *令和2年度はオンライン天王寺まつり オンライン上に特設会場を設置し、ライブ動画を配信
浪速区	①-1区民まつり、①-2区民文化祭、①-2こどもカーニバル ②-1憲法週間、②-2人権週間での街頭啓発活動 ③落書き一掃運動 (兼浪速区行政機関等人権問題研修会)	①各イベントに参加し、人権ブース運営を担当 *令和2年度は区民まつりはオンライン開催 オンライン会場を設置し、生中継、双方向型、動画の3種を配信 ②憲法週間、人権週間での街頭啓発活動 ③運動への協力と研修会への参加
西淀川区	①人権週間街頭啓発活動 ②区民まつり（毎年9月第3土曜日）	①担当啓発場所への各種啓発チラシ、啓発物品等の必要な物品の運搬 当日、街頭でのピラ等の配付 ②区民まつりの人権ブースの運営・準備を担当 当日の事前レイアウト、資料準備等を行い、開催中ブースに駐在し、交代で運営を担当 *令和2年度は「web版区民まつり」
東淀川区	①人権週間街頭啓発活動 ②区民まつり	①毎年 阪急淡路駅と上新庄駅で啓発物の配布を行っている。 ②区民まつりでの人権ブースの準備、当日運営を担当
東成区	○区民まつり	○区民まつりで人権啓発コーナーを担当 ・ブース内容の企画とブース運営 (多文化共生啓発・啓発物品配付・人権似顔絵・拉致問題啓発・人権アンケート)

生野区	<p>①区民まつり</p> <p>②-1人権週間事業Ⅰ 『人権週間のほり』の掲揚</p> <p>②-2人権週間事業Ⅱ 人権週間の運営</p>	<p>①推進員は区の人権啓発推進員連絡会の一員として区民まつりの各種行事に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パレードで人権啓発推進の横断幕を持ち、会場まで行進 ・人権ブースの準備（設営）運営を担当し、レイアウトや飾り等を行う ・調査部の推進員がブースに駐在して、運営（啓発パンフレット等の配布、人権アンケートの依頼と回収）を担当 <p>②-1地域渉外部の推進員が各校区の地域会館、小学校に周知の『人権週間のほり』の設置</p> <p>②-2企画部の推進員がテーマ等を決定 全推進員が広報（チラシ配布やポスター掲示）企画・調査部の推進員が受付（アンケート等の配布と回収）、自転車整理など担当</p>
旭区	<p>①-1城北公園フェア、①-2夏休みふれあいシアター、①-3人権を考える区民のつどい、①-4春休みふれあいシアター等での人権ブースの運営</p> <p>②人権週間の街頭啓発活動</p>	<p>①推進員は旭区人権啓発推進会の一員として設営・運営各事業に参画</p> <p>*令和2年度の①-3人権を考える区民のつどい「旭区ふれあいシアター」で受付と誘導を担当</p> <p>②区内3か所で人権週間の啓発物品を配付</p> <p>*令和2年度は区役所・区民センター等で啓発物を設置</p>
鶴見区	<p>①街頭啓発活動（憲法週間、人権週間）</p> <p>②つるみヒューマンシアター</p>	<p>①事前に啓発物品の袋詰め作業を担当。</p> <p>各啓発場所において、啓発グッズを配布して街頭啓発を行う。</p> <p>②イベントの受付、駐輪場の運営を担当しイベントにも参加 缶マグネットブースの運営</p> <p>*令和2年度イベントⅠは「長いお別れ」の上映 要援護者の見守り、認知症のお話受付等を担当し研修にも参加</p> <p>同Ⅱ「音楽から学ぶ」はウェブ動画配信で一般公開なし</p>
住吉区	<p>①すみよし区文化フェスティバル</p> <p>②住吉じんけん絵本フェスタ</p>	<p>①人権意識の啓発・醸成に繋げる「点字刻字体験」（子どもから大人まで対象）を運営</p> <p>ブースの事前準備・当日の運営を担当</p> <p>②フェスタ開催中 コーナー運営 コーナーの使用する制作物の作成</p>

東住吉区	<p>①東住吉区小中学生人権標語コンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内イベントにおけるパネル展示、啓発物品への掲載など人権啓発に活用する。 ・応募数（令和2年度）：2170作品（小学生1,321作品、中学生849作品） <p>②人権啓発イベント</p> <p>子どもにとってもわかりやすい人権意識の普及・高揚を図る内容</p> <p>：影絵楽団くぶくぶファミリーステージ ～インドネシアの影絵とガムラン音楽</p> <p>③-1人権週間啓発活動</p> <p>③-2区民フェスタにおける啓発活動</p>	<p>①推進員連絡会役員・幹事が各校区ないの募集周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事による第一次審査、役員による第二次審査を経て入選作を決定。 各小・中学校 最優秀賞1作品、優秀賞、佳作各2作品 ・入選作のパネル・啓発物は推進員により校区啓発活動として活用される。 <p>②幹事会により各校区周知活動 推進員も参加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「のびのび・ワクワク体験広場」 コーナを設け推進員が人権啓発活動を行う（コーナーの案内、パネル展示・啓発物配布等） <p>③-1街頭啓発活動</p> <p>③-2人権ブース・人権パネル展の運営を担当</p>
平野区	<p>①人権週間の街頭啓発活動</p> <p>②平野区人権フェスタ</p>	<p>①街頭での啓発チラシ・啓発物品の配布等の啓発活動</p> <p>②受付・場内整理等の運営に協力</p>
西成区	<p>①人権を考える区民のつどい</p> <p>9月人権映画会、2月音楽イベント</p> <p>②人権週間の街頭啓発活動</p>	<p>①区役所が作成する人権メッセージなどの掲示物の手助</p> <p>来場者の受付や資料配布 掲示物の手助け</p> <p>②当日、街頭で啓発チラシ・啓発物品の配布を担当</p>

Ⅱ 区の人権研修会への参画

区民を対象とした人権講演・人権映画上映等の人権研修事業に係わり、さまざまな役割を果たしている。

▼区の校下別等地域別に実施される人権研修（講演、映画・ビデオ鑑賞等）の企画や会場の設営、受付・案内誘導等の運営にも大きく関わっている。

▼人権研修事業計画等も推進員会議等で情報連携されて実施されているところもある。

北区	○ハートtoハート映画会（人権映画鑑賞会）	○人権啓発推進協議会、PTA協議会、区の三者主催 開場の際の受付、映画鑑賞終了後のアンケート回収及び啓発物品の配付を担当
都島区	○推進員への研修	○人権DVDによる学習とワークショップと意見発表

福島区	①人権を考える区民の集い ②-1夏休みヒューマンシアター ②-2春休みヒューマンシアター	①連絡会で人権を考える区民のつどいの講演内容を決定 会場の客席や受付等の会場設営、来場者の受付、案内誘導、司会進行等運営を担当 ②連絡会でヒューマンシアターの上映内容等を決定 ・会場の客席や受付等の会場設営に従事 ・来場者の受付、案内誘導、司会進行等の運営に従事
此花区	○人権研修（市民、推進員を対象にした講演）	○実施内容を区役所と検討 ・市民への参加の声かけ等の広報を担当 講師依頼・当日の設営撤収は区役所が担当
中央区	①人権週間の人権講演会 ②人権啓発推進員学習会	①人権講演会 市民への声かけ等の広報担当 ・当日の講演会の運営（会場整備・来場者数の確認・アンケート回収・啓発物の配布）を担当 ②推進員の研修
西区	○大阪市人権啓発推進員西区連絡会 3中学校区 人権研修会	○毎年11～12月 3中学校のPTAを対象とする人権研修会 ・令和元年度は、にし人権展と同時開催 「未来を紡ぐ 子どもたちに笑顔を 相談事例を踏まえて」 水流添綾さん ・研修会の司会を担当
大正区	○地域まちづくり実行委員会や小中学校への人権 研修の実施 令和2年度からの取組み	○人権啓発推進員が中心になって地域まちづくり委員会等における人権研修会の実施

浪速区	①研修会（推進員対象） ②地域ふれあいセミナー	①推進員対象の人権DVD研修会 ②セミナーの企画・立案及び運営
西淀川区	①地域人権研修会 ②夏休み子ども映画会 ・令和2年度は夏休み⇒人権週間に開催時期を変更して実施 ③学びの区民講座（区内の事を学ぶ研修会）	①各地域の推進員で研修テーマ、講師を決定 ・地域への周知、研修当日の運営は推進員が担当 広報、ビデオ、アンケート等の手配は区役所が担当 ②推進員地域代表者会議にて上映映画を決定 ・当日運営（会場準備 資料袋詰め 受付等）を担当 ・同時に思いやりパネル展を実施 ③企画会議を開催し 2回の研修テーマを決定 ・区民の方、区長が講師の1回 ・推進員が当日の司会進行、受付等を担当
東成区	①校区啓発活動（人権ビデオ等の学習・意見交換） ②人権映画上映会 （子ども向け・大人向けの2部構成）	①推進員が啓発実施内容の企画 参加者募集 ・啓発実施当日の運営（会場の手配・準備・実施・啓発物品配布・後片付け・受付等） ②推進員が映画上映会実施の運営を担当 ・会場案内、啓発物の配布、アンケートの実施
生野区	①子どもヒューマンシアター （夏休み・春休み子ども対象の人権映画上映会） ②地域人権講座（4ブロック） ③人権啓発推進員研修	①当日、受付（アンケート等の配布と回収）司会、自転車整理を担当 ②各ブロック会議で関心のあるテーマ・地域の人権課題等よりテーマ、開催場所を選定 ・会場手配（小学校や地域会館）、広報（チラシの配布、ポスター掲示）、 司会、アンケートの配布・回収、自転車整理を担当 ③研修部の推進員でテーマや内容の決定、開催場所の選定

城東区	<p>①地域人権学習会（8地域） *全16地域を2年に1回開催</p> <p>②人権啓発推進員研修（年3回） 令和2年度は1回実施</p>	<p>①推進員連絡会で区がテーマ・内容等提示、推進員が持ち帰り地域で開催希望日時、テーマ・内容等を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所の小学校と人権啓発推進員が開催日時を調整 ・開催前に、推進員と学校、区役所、受託事業者で事前打合せを実施 ・地域の広報（ポスター等の掲出、チラシの回覧等）は町会長会議等の場で推進員が依頼 ・推進員が運営（会場準備・後片付け、資料のセット、受付、司会等）を担当 <p>②各推進員が研修内容を地域に持ち帰り、それぞれの地域の中で共有を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施し今後の研修会のテーマ等の希望を聞き、以降の研修会等に反映させる
鶴見区	<p>○校下別人権学習会（9月～3月） 《令和2年度は一部を12月実施》</p>	<p>○推進員は、学習会の開催日時や内容の決定、区役所担当者と広報物や当日の進行次第等の打合せ、地域での参加の声かけ等の広報などを担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場準備、受付、進行、後片付け等の運営を担当 各校下ともほぼ全部の推進員が運営にあたる <p>*区は、DVDの借用やチラシ、ポスターの制作を担当 学習会終了後のアンケートや付箋の一言コメント(実施校下のみ)の集約を行う。 推進員連絡会にて全校下の推進員と情報共有</p>
住之江区	<p>○地区人権学習会（区内小学校区11ヶ所）</p>	<p>○全体会議で区の事業原案（映画上映、音楽コンサート等開催日等）を提示しテーマを決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報、ポスター等は推進員と区役所で検討し作成 ・区民（町会、学校等関係機関）への参加の声かけ等の広報、当日の運営（会場の机、椅子等の準備、後片付け、受付案内、資料配布）を担当
東住吉区	<p>①校区人権啓発活動 人権ビデオ学習、資料・啓発物配布による啓発 （人権標語コンクール入選作パネル展示）</p> <p>②人権映画上映会</p>	<p>①推進員連絡会幹事が中心となり実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校区地区の会合におけるビデオ学習、行事での啓発物品配布、パネル展示等 ・実施後に推進員連絡会幹事から区役所に報告書が提出。 それを区役所が取りまとめたうえで、推進員連絡会全体会、区人権啓発推進協議会総会等にて報告。 <p>②推進員にて当日運営の協力（受付、会場内外の整理、来場者案内など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進員連絡会幹事が各校区内での周知と、協力いただく推進員の取りまとめ ・区役所から推進員全員に参加案内。

平野区	○人権啓発推進員研修会	○人権推進員代表者4名と連絡会を行い、講習内容に関して意見をもらう。その意見を踏まえて内容を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・講師手配等準備は区役所が担当。 ・推進員は当日参加し人権に関する理解を深め今後の活動に生かす
西成区	○人権講座（年3回、市民を対象の人権講座）	○推進員は市民への声かけ等の広報を担当し、自身も講座に参加して知識を深める。

Ⅲ 区のその他の人権啓発事業での活動

その他、さまざまな区の人権啓発事業に推進員が関わっている。

- ・人権啓発広報誌の制作
- ・その他（子ども向け人権相談、出前人権研修講師、人権冊子の制作等）

浪速区	○区人権広報誌（3月区民向け人権情報冊子）	○区役所が編集を行い、推進員で掲載記事案を確認
淀川区	①-1春休み子ども相談 ①-2夏休み子ども相談 ①-3冬休み子ども相談 （子どもに特化した推進員による相談窓口） ②次代を担う青少年少女への人権啓発活動	①学校の長期休みの期間 子ども向けに特化した相談窓口を開設し、人権啓発推進員による相談を実施 ②人権啓発推進員が小・中学校へ出向いて、いじめをはじめとした人権に関するテーマについて、体験談や地域の状況等を交えながら、人権の大切さを生徒に啓発する。

東淀川区	○区人権情報誌（3月区民向け人権情報冊子）	○掲載記事の一部の制作に推進員が参画
東成区	○区作成の人権啓発冊子に係る協働 SNS等における人権侵害に関する漫画形式 の冊子 令和2年度新規取組み	○冊子作成にあたり、区人権推進員連絡会で、SNS利用状態や潜在するいじめ等の現状把握や情報共有を行い、区役所の原案骨子を議論・意見提案する。 *令和3年度以降、冊子を活用し、児童や保護者等の地域住民への啓発活動に取り組む
生野区	○広報誌『ふれ愛』（3月）	○広報部の推進員を中心に掲載記事（人権啓発事業）の制作に参画 ・広報部の推進員と区で編集会議（複数回）を開催し、掲載原稿の校正及び掲載写真の選定 ・地域渉外部の推進員が持ち帰り、広報紙の回覧（区内全域）を行う
旭区	○人権啓発広報(12月広報あさひの差込冊子)	○校下代表の推進員が編集委員の構成員となり、編集会議に参加 ・編集会議において、テーマ、記事等作成する。

